

議案第 22 号

松阪市営住宅条例の一部改正について

松阪市営住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 213 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市営住宅条例の一部を改正する条例

松阪市営住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 213 号）の一部を次のように改正する。
第 35 条の見出し中「建替事業」の次に「又は用途廃止」を加え、同条第 1 項中「市営住宅建替事業の施行」の次に「又は市営住宅の用途廃止」を加え、「第 38 条第 1 項の規定に基づき、除却しようとする」を「法第 38 条第 1 項に基づく除却又は法第 44 条第 3 項の規定に基づく用途廃止をしようとする」に改め、同条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定による請求を受けた者は、他の市営住宅への入居を申し出ることができる。

別表第 1 若葉町一般住宅の項中「4 戸」を「2 戸」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。